

社会福祉法人みどり福社会評議員及び役員報酬等規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人みどり福社会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬並びに費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用弁償とは、職務も執行に伴い発生する交通費、旅費等（宿泊費を含む。）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。
- (4) 法人業務とは、法人経営及び運営上必要な以下の業務とする。
 - ① 理事会、評議委員会、内部監査等法人が開催する各種会議
 - ② 県指導監査等関係官公署関連業務
 - ③ 地域住民、父母会等を対象とする地元対策業務
 - ④ 入園式、卒園式等出席業務
 - ⑤ 法人の経営及び運営上必要な業務
 - ⑥ その他法人が必要と定めた業務

(報酬の支給等)

- 第3条 理事長には、その職務の対価として、別表1に定める報酬を支給する。
- 2 評議員並びに役員等（理事長を除く。）には、その職務の対価として、別表2に定める報酬を支給する。ただし、法人の施設長等の施設職員には支給しないものとする。
 - 3 理事長への報酬の支払時期は、毎月の末日までに支給する。
 - 4 評議員及び役員等への報酬の支払時期は、当該年度の末日までに支給する。
 - 5 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 6 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員等が、法人業務を行うために出張した場合には、別表3に定め

る費用を弁償する。ただし、法人の施設長等の施設職員が出張した場合には、就業規則等に定める額とする。

(その他)

第5条 出張上やむをえない事情により、この規程以外の費用を必要とするとき、又はこの規程によることが困難なときは、その事情を考慮し特別の取扱をすることがある。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 本規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は令和2年4月1日から施行し、平成29年12月1日施行の旧規定は廃止する。

別表 1

役 職	支給単位	報酬額	支給条件
理事長	月額	50,000円	年額100万円を超えない範囲内

別表 2

役 職	支給単位	報酬額	支給条件
評議員	日額	5,000円	評議員会出席につき
理事	日額	5,000円	理事会、評議員会等出席につき
監事	日額	5,000円	理事会、評議員会、監事監査等出席につき

別表 3

高速料金(片道 30km)	公的交通運賃	宿泊料	日当
実費	実費	実費	5,000円